

子ども家庭課

議案第5号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正等を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年港区条例第51号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されました。

この改正により、次の7点が追加され、又は削除されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

- (1) 児童福祉施設における児童の安全の確保に関する計画の策定
- (2) 自動車運行時の所在確認
- (3) 児童福祉施設と他の社会福祉施設が併設している場合の設備及び人員の専従規定の緩和
- (4) 懲戒に係る権限の濫用禁止の削除
- (5) 児童福祉施設における業務継続計画策定等の努力義務化
- (6) 感染症等の発生及びまん延防止に必要な措置の具体化
- (7) 保育所における保健師等のみなし配置に関する乳児の在籍人数要件の見直し

2 改正内容

- (1) 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）における児童の安全の確保を図るための計画の策定、当該計画の職員への周知並びに職員の研修及び訓練の実施を義務化し、定期的に当該計画の見直しを行うこととします。さらに、保育所及び児童発達支援センターには、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知することを義務付けます。

- (2) 施設外活動等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在確認をすることを義務付けます。また、保育所及び児童発達支援センターの通園用の自動車にはブザー等の車内の児童の見落とし防止装置を備えることも義務付けます。
- (3) 他の社会福祉施設と併設されている児童福祉施設において行う保育に支障がない場合には、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併設する他の社会福祉施設と兼ねることができるものとします。
- (4) 民法における懲戒権の規定が削除されたことに伴い懲戒権に関する規定を削除し、一方で今般の児童を取り巻く状況を考慮し不当な行為の禁止を義務付けます。
- (5) 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画を策定します。また、職員への周知、研修及び訓練を実施し、当該計画の定期的な見直しに努めなければならないこととします。
- (6) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、研修及び訓練の定期的な実施に努めなければならないこととします。
- (7) 保育所における保健師等を一人に限り保育士とみなす措置について、乳児の在籍人数の要件を撤廃します。

3 施行期日

令和5年4月1日

※2(1)安全計画の策定(保育所を除く。)及び(2)の車内の児童の見落とし防止装置の設置については令和6年3月31日まで経過措置あり。

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第七条の二 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して</p>	<p>(前略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>2～5 (略)</p>

保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第七条の三 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができする方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(中略)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、

(中略)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、

必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(中略)

(不当な行為の禁止)

第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対して法第四十七条第一項本文の規定により親権を行い、又は同条第三項の規定により当該児童の福祉のために必要な措置を講ずるに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不当な行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対し支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要

必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(中略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

<p>な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第十三条の二 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 (略)</p>
<p>第十三条の三 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 (略)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第十三条の二 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第七十三条 (略)</p>

2～8 (略)

9| 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第七十七条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(中略)

(職員)

第七十七条 (略)

2| 第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

2～8 (略)

(中略)

(職員)

第七十七条 (略)

(中略)

付 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2～4 (略)

5 第四十三条第二項に定める基準の適用については、当分の間、保育所に勤務する保健師又は看護師(以下この項において「保健師等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6～12 (略)

13 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十三条の三の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(略)

(中略)

付 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2～4 (略)

5 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第四十三条第二項に定める基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

6～12 (略)

13 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第十三条の二の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「改正後の条例」という。）第七条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。ただし、保育所については、この限りでない。

3 改正後の条例第七条の三第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車（同項に規定する自動車をいう。）を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項のブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした当該自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措

置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。